

(高圧 500KW 以上)

## 京都府民総合交流プラザ・京都テルサ電力調達 仕様書

本仕様書は、京都府民総合交流プラザ・京都テルサで使用する電力の供給について定めたものである。

### 1. 需給対象

- (1) 対象建物 京都府民総合交流プラザ
- (2) 需要場所 京都市南区東九条下殿田町70番地
- (3) 業種および用途 公共複合施設

### 2. 需要設備の概要

- (1) 電気方式 交流3相3線式
- (2) 標準電圧 6,000V
- (3) 計量電圧 6,000V
- (4) 標準周波数 60Hz
- (5) 受電方式 1回線受電
- (6) 発電設備 別紙 1
  - ア 常用自家発電設備 ガスコーポレーション1機(280kw) 系統連系あり
  - イ 太陽光発電設備 太陽光パネル&蓄電池(6kw) 系統連系あり
  - ウ 非常用自家発電設備 ディーゼル発電機 系統連系なし

### 3. 契約電力、予定使用電力量

- (1) 契約電力 950kw
  - (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される値がこれを超えないものとする。)
- (2) 予定使用電力 3,750,054kWh
  - (令和8年4月1日から令和9年3月31日までの使用量の見込み)
  - 各月の電力使用計画および実績 別紙 2

### 4. 供給期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

### 5. 需給地点

関西電力構内引込第1柱上に関西電力が設置した開閉器の電源側接続点

### 6. 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。

### 7. 保安責任分界点

需給地点と同じ。

### 8. 再生可能エネルギー・クリーンエネルギー要件

- (1) 供給する電力のうち、実質再エネ率(再生可能エネルギーまたはクリーンエネルギー由来比率)を50%以上とすることを基本とし、100%に近い供給を推奨する。
- (2) 実質再エネ率は、非化石証書、グリーン電力証書、J-クレジット等を用いて補完可能とする。

- (3) CO<sub>2</sub> 排出係数(調整後排出係数)を提示すること。
- (4) 環境価値の根拠資料(証書番号・非化石証書・排出係数根拠等)を入札書に添付すること。
- (5) 本仕様書における「クリーンエネルギー」とは、再生可能エネルギー、非化石価値取引を伴う実質再生可能エネルギー、水素、アンモニア等による低炭素電力を含むものとする。  
※なお、各手法での、優劣は評価しません。

#### 9. 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

#### 10. 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

#### 11. 料金体系

電気料金は、基本料金と電力量料金と再生可能エネルギー発電促進賦課金を合わせたものとし、料金制度は各社ごとで設定することができるものとする。

※ 重負荷時間とは、7月1日～9月30日の期間の 10:00～17:00 の時間。

昼間時間とは、8:00～22:00までの時間。ただし、重負荷時間を除く。

夜間時間とは、重負荷時間および昼間時間以外の時間。

#### 12. 力率

(1) 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(2) 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

#### 13. 燃料費調整

燃料費調整額は、関西電力株式会社が公表する燃料費調整単価および算定方法を準用して算定するものとする。

なお、契約期間中における基準燃料価格、平均燃料価格その他算定諸元の変更は認めない。

#### 14. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくものとする。

#### 15. 契約電力を超過した場合

その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

#### 16. 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は精算金を請求することができるものとする。(契約デマンドの增量等)

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

#### 17. 支払方法

供給者は、検針したのち代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととする。供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

#### 18. 料金の算定

料金の算定は1月(前月の計量日から当月の計量日までの期間をいう。)の使用電力量により次の計算方法で行う。

電気料金=基本料金+電力量料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金+他電力量料金の算定は次のとおり。

電力量料金=電力量料金単価(消費税及び地方消費税額を含む)×使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金=再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(消費税及び地方消費税額を含む)×使用電力量

その他:燃料費調整、市場価格調整は、供給者の定める約款の規定に基づくものとする。

#### 19. 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

電力供給側の事故や災害により、京都府民総合交流プラザへの電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないよう、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保することとする。

#### 20. その他

- (1)電力取引にかかる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に、原則として供給者が定める約款の規定によるものとする。
- (2)入札契約期間中における、供給者が定める約款の規定については、料金等の算定諸元に変更がない場合について変更を認めるものとし、算定諸元の変更がある場合は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に、双方協議の上で決定するものとする。
- (3)入札契約期間中における予定使用電力量を契約年間電力量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定の水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこととする。